

議会議案第4号

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅への定期借家
契約拡大導入に関する意見書の提出について

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅への定期借家契約拡大導入に関
し、次のとおり意見書を提出する。

平成21年9月25日提出

提出者	鎌倉市議会議員	石川	寿美	
賛成者	同	上	池田	実
	同	上	赤松	正博
	同	上	早稲田	夕季
	同	上	中村	聡一郎
	同	上	伊東	正博
	同	上	大石	和久

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅への定期借家契約 拡大導入に関する意見書

本年3月31日に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画（再改定）において、UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入の具体的措置が決定した。これにより、独立行政法人都市再生機構では、具体的措置を平成21年度に達成すべく、まず全国32団地約3万戸を、管理開始年代、立地及び家賃帯等の面で代表的な団地として試行的に選定し、本年5月中旬以降、準備が整い次第、定期借家契約による入居者募集を開始することとしている。

今回の定期借家契約の主な内容は、契約期間を5年間とすること、家賃改定は契約期間中実施しないこと、契約期間満了後の通知の際に、機構が再契約可能と判断する場合は、契約者に対して再契約の案内を行うこととするものである。また、この定期借家契約による空き家入居者募集の対象として試行的に選定する代表的団地は、全賃貸住宅の管理戸数の約2割まで順次拡大する予定としている。

本市におけるUR賃貸住宅であるレーベンスガルテン山崎は、対象団地に挙がっていないものの、導入対象が今後段階的に拡大していく可能性もあり、高齢化が進む中、入居者には不安の声が広がっている。UR賃貸住宅への定期借家契約拡大導入によって、入居者は5年ごとに非常に不安定な状況におかれることとなる。

よって、政府におかれては、現在試行段階であるUR賃貸住宅への定期借家契約拡大導入に関し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努め、入居者が安心して居住できる環境づくりのために、今後さらなる検討と見直しをされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

鎌 倉 市 議 会